

22年度における国民健康保険制度の見直し

- (1) 国保財政基盤強化策等（暫定措置）の延長
- (2) 市町村国保の運営の広域化・地方分権の推進
- (3) 市町村国保の保険料軽減制度の見直し
- (4) 資格証明書世帯の高校生世代への短期被保険者証の交付等
- (5) 国保組合に対する補助の見直し

(1) 国保財政基盤強化策（暫定措置）の延長

市町村国保の財政運営については、今後とも、厳しい状況が続くものと見込まれることから、平成22年度から平成25年度までの4年間、下記のとおり、財政基盤強化策を継続実施する。

なお、新たな高齢者医療制度の検討に合わせて、必要に応じ、途中年度でも、財政基盤強化策の見直しを行う。

1 高額医療費共同事業の継続

- 一件80万円を超える医療費についての都道府県単位での再保険事業
(負担区分) 市町村国保1/2、都道府県1/4、国1/4

2 保険財政共同安定化事業の見直し（都道府県の役割と権限の強化）

- 一件30万円を超える医療費についての都道府県単位での再保険事業
- 保険料平準化や国保財政の広域化等の観点から、都道府県が次の内容について「広域化等支援方針（仮称）」で定めることができるようにする。
 - ・ 事業の対象となる医療費の額（30万円以下でも可）
 - ・ 市町村国保からの拠出金の拠出方法の基準

3 保険者支援制度の継続

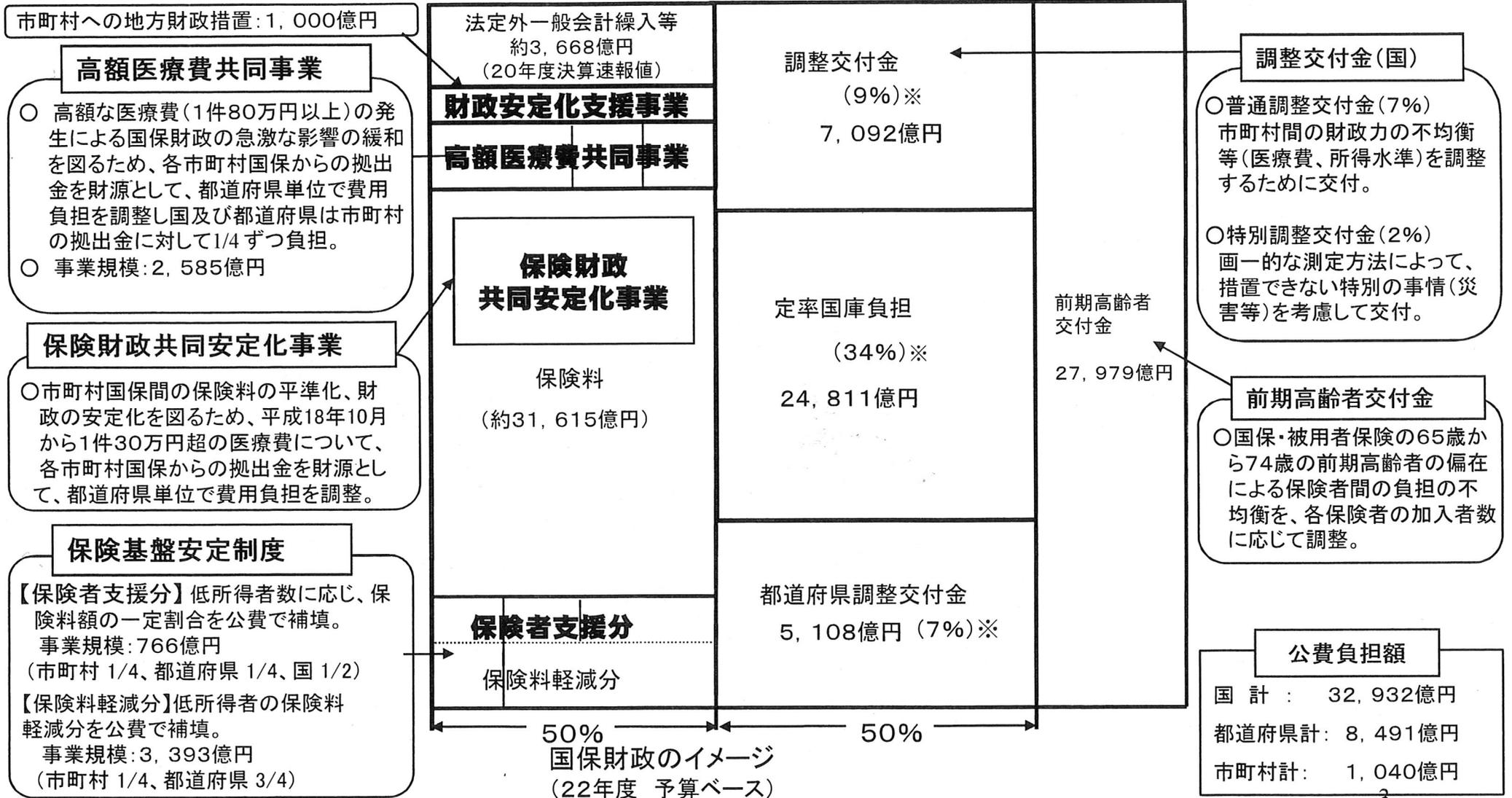
- 低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援
(負担区分) 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(参考) 国保財政安定化支援事業の継続

- 市町村の一般会計から国保特会への繰入れを地方財政措置で支援（1,000億円程度）²

国保財政の現状

医療給付費等総額: 約103,057億円



※ それぞれ給付費等の9%、34%、7%の割合を基本とするが、地方単独措置に係る波及増分のカットや、保険基盤安定制度繰入金の一部に相当する額を調整交付金としていること等から、実際の割合はこれと異なる。

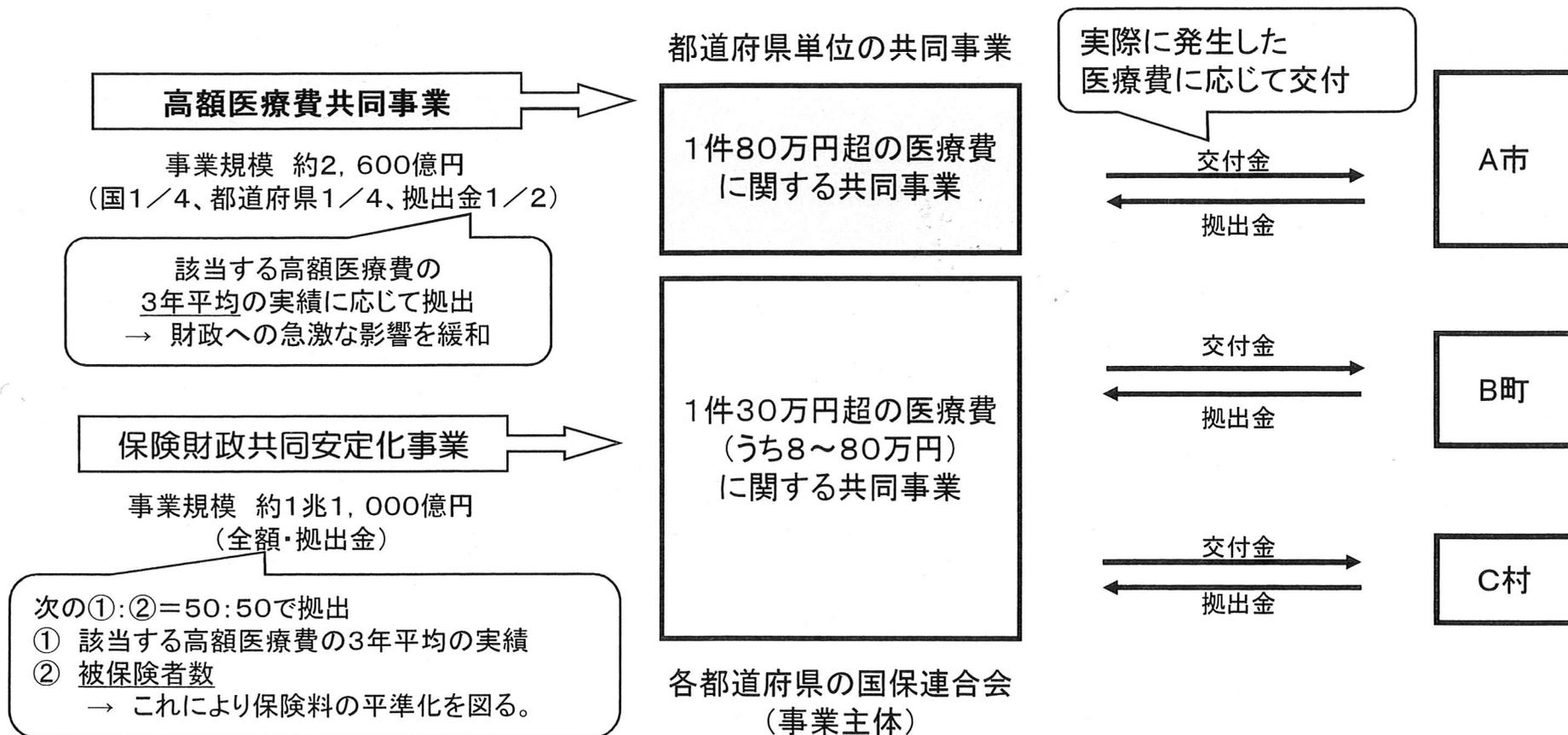
(参考) 高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の概要

○高額医療費共同事業

高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整。その際、市町村国保の拠出金に対し、都道府県及び国において一定の支援措置を講じる。

○保険財政共同安定化事業

都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円を超える医療費について、市町村国保の拠出による共同事業を実施。



(2) 市町村国保の運営の広域化・地方分権の推進

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告で指摘された規定(※)については、勧告に従って廃止。

(※)保険料率の変更時等における市町村による都道府県への事前協議義務、高医療費市町村による運営安定化計画の策定義務

- 民主党マニフェストで盛り込まれた地域保険としての一元的運用の方向性及び地方分権改革推進要綱の趣旨を踏まえ、市町村国保の都道府県単位化を進めるための環境整備として、新たに都道府県の判断により、以下のことを実施できることとする。

- ① 保険財政共同安定化事業の拡大(対象医療費の引下げ等)
- ② 「広域化等支援方針(仮称)」の策定
- ③ 広域化等支援基金の都道府県による活用促進(広域化等支援方針策定経費等)

- 「地域保険としての一元的運用」のあり方については、高齢者医療制度の見直しにあわせて議論を行う。

☆ 「広域化等支援方針(仮称)」のイメージ

都道府県が、市町村の意見を聞きつつ、国保の都道府県単位化に向けた3～5年程度の支援方針を策定。

(1) 事業運営の広域化

- ・収納対策の共同実施
- ・医療費適正化策の共同実施
- ・広域的な保健事業の実施
- ・保険者事務の共通化 など

(2) 財政運営の広域化

- ・保険財政共同安定化事業の拡充
- ・都道府県調整交付金の活用
- ・広域化等支援基金の活用など

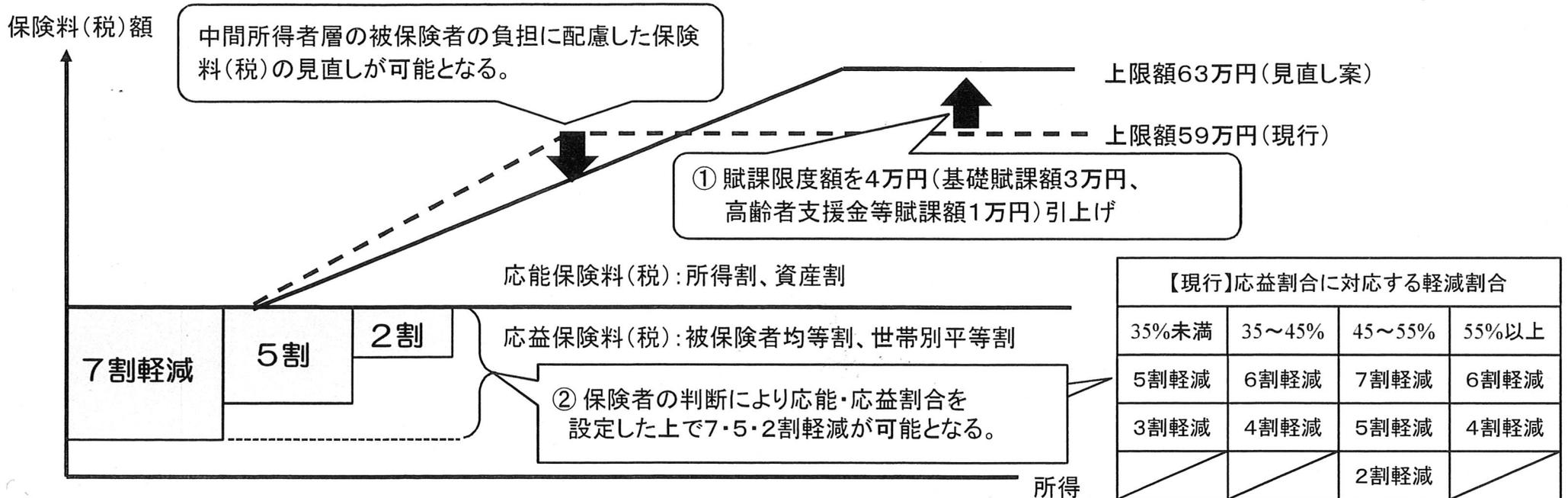
(3) 都道府県内の標準設定

- ・保険者規模別の収納率目標
- ・赤字解消の目標年次
- ・標準的な保険料算定方式
- ・標準的な応益割合 など

(3) 市町村国保の保険料(税)のあり方

(1) 市町村の実情に応じた保険料(税)の設定

- ① 保険料(税)の基礎賦課額の限度額を3万円、高齢者支援金等賦課額の限度額を1万円引き上げる。
- ② 保険料(税)を減額賦課する際、応益割合にかかわらず7・5・2割軽減を可能とする。



(2) 非自発的失業者の保険料(税)の軽減

失業者の国民健康保険の保険料(税)が過重な負担とならないようにする観点から、非自発的失業者の保険料(税)について、概ね在職中の水準に維持されるよう、失業の翌年度末まで、前年の給与所得を30/100として算定する特例措置を創設する。

保険税では地方税法の改正。保険料では国保法施行令の改正を予定。

(4) 資格証明書世帯の高校生世代への短期被保険者証の交付等

中学生以下の子どもには、資格証明書を交付せず、6か月有効の短期被保険者証を交付(平成21年4月～)。

- ① 資格証明書世帯に属する高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)にも、6か月有効の短期被保険者証を交付する。(対象者:10,647人(平成21年9月時点))
 - ② 短期被保険者証世帯に属する高校生世代以下の短期被保険者証の有効期間については、6か月以上としなければならないこととする。
- ※ 施行日は本年7月1日

<改正のイメージ>

改正前

改正後

資格証明書世帯	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>親</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資格証明書</div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>子ども (<u>中学生以下</u>)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">短期被保険者証 (6か月)</div> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>親</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資格証明書</div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>子ども (<u>高校生世代以下</u>)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">短期被保険者証 (6か月)</div> </div> </div>
短期被保険者証世帯 (※)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>親</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">短期被保険者証 (3か月)</div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>子ども (高校生等以下)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">短期被保険者証 (3か月)</div> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>親</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">短期被保険者証 (3か月)</div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>子ども (高校生世代以下)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">短期被保険者証 (6か月以上)</div> </div> </div>

(※) 3か月有効の短期被保険者証を交付する自治体の場合

(5) 国保組合に対する補助の見直し

(協会けんぽの財政問題への対応)

- 協会けんぽ支援のため、平成22年度から平成24年度までの暫定措置として、被用者保険が負担する後期高齢者支援金の1/3について、保険者の財政力に応じた総報酬割とする。
- 平成22年度については、7月から実施。(8か月分)



○ 国保組合について、同じ考え方を適用。

- (1) 本来、その加入者は被用者保険に加入すべきである全国土木建築国保組合(大手建設会社の被用者が加入)については、被用者保険で実施する後期高齢者支援金の総報酬割に参加。

⇒ 全国土木建築国保組合に対する後期高齢者支援金の1/3に対する国庫補助を廃止

- (2) その他の国保組合の加入者のうち、平成9年9月以降に社会保険事務所(本年1月以降は年金事務所)の承認を受けて、健康保険の適用を除外された者(組合特定被保険者)の後期高齢者支援金の1/3に対する国庫補助(定率16.4%)を廃止し、財政力に応じた補助とする。(別紙参照)

※(1)及び(2)の影響額 平成22年度(7月実施)▲9.1億円 (満年度では▲13.7億円)

(別紙)

○「組合特定被保険者」の後期高齢者支援金の1/3に対する
定率国庫補助(16.4%)を廃止。ただし、財政力の弱い国保組合に配慮。

